

令和7年度

我が国におけるこどもをめぐる状況及び  
政府が講じたこども施策の実施状況

(令和8年版こども白書)

<概要>

こども家庭庁

第221回国会（特別会）提出

この文書は、こども基本法（令和4年法律第77号）第8条第1項の規定に基づき、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関して報告を行うものである。

## 凡例

- ◆ 「こども」の表記については、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いている。
  - ① 法令に根拠がある語を用いる場合
  - ② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）
  - ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合
- ◆ 年（年度）の表記は、原則として西暦を使用し、公的文書の引用等の場合は和暦を使用している。
- ◆ 「年」とあるものは暦年（1月から12月）を、「年度」とあるものは会計年度（4月から翌年3月）を指している。
- ◆ 単位の繰上げは、原則として、四捨五入によっている。単位の繰上げにより、内数の数値の合計と、合計欄の数値が一致しないことがある。
- ◆ 構成比（%）についても、単位の繰上げのため合計が100とならない場合がある。

# 令和8年版 こども白書

(令和7年度 我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施状況)

## 「こども白書」とは

- こども基本法（令和4年法律第77号）第8条第1項に基づく年次報告（法定白書）。今回（令和8年版）が3回目。
- 毎年、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況について、国会に報告の上、公表するもの。今回は、令和7年度（2025年度）における状況について報告。

## 令和8年版「こども白書」の構成

- 第1部では、政府・こども家庭庁における特筆すべき施策や事業、取組等を「特集」として掲載。また、第3部「政府が講じたこども施策の実施状況」に記載された施策等のうち、施策の概要や事業・取組、外部執筆者からの寄稿を「ダイジェスト」として掲載。
- 第2部では、我が国におけるこどもをめぐる状況として、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に掲げた指標等から、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を各統計等により概説。
- 第3部では、令和7年度における政府のこども施策の実施状況を記載（全4章）。

### 第1部 特集・ダイジェスト —「こどもまんなか社会」を構築するための施策・取組等の紹介—

#### 第1章 特集

- 特集1 子育て世帯の家計や仕事と育児の両立を支える新たな仕組み  
—児童手当拡充、高等教育費無償化、育児給付拡充、住宅支援（補助・減税・金利）、NISAのつみたて投資枠の年齢要件の撤廃—
- 特集2 全てのこどもの育ちと子育てを応援するために —「こども誰でも通園制度」の全国実施—
- 特集3 こどもへの性暴力をなくすための総合的な取組の推進 —こどもが安心して学び育つことのできる場の確保—

#### 第2章 ダイジェスト

##### 第1節 こどもまんなか社会の実現に向けた共創と基盤づくり

- ① こどもまんなか社会実現プラットフォーム
- ② 諸外国との政策対話や交流事業等による国際協力の推進
- ③ 国と地方自治体との様々な連携
- ④ こども政策DXの推進

##### 第2節 こどもや若者の健やかな育ちや環境を整える取組

- ⑤ こどもの心の健やかな成長に向けて —こどもの心の健康を支える—
- ⑥ 地域におけるこどもホスピスの取組の推進
- ⑦ プレコンセプションケア —性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて—
- ⑧ 長期休業期間限定児童クラブ —長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）のこどもの居場所（寄稿）—
- ⑨ 障害のある方の子育ての支援 —子育て当事者からの寄稿（寄稿）—

##### 第3節 生きづらさや困難を抱えるこども・家庭への支援

- ⑩ 自ら命を絶つこども・若者の命を守るために —こども家庭庁の自殺対策と東京都足立区の取組（寄稿）—
- ⑪ 児童虐待等を受けたこどもの安全確保と権利保障
- ⑫ いじめの重大化を防ぐための留意事項集・研修用事例集の作成
- ⑬ 生活や学び、体験を支える取組を通じたこどもの貧困対策の推進
- ⑭ 障害のあるこどもとその家族の支援 —社会福祉法人妻の子会の取組から（寄稿）—

### 第2部 我が国におけるこどもをめぐる状況

#### 第1章 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等

#### 第3部 政府が講じたこども施策の実施状況

- 第1章 ライフステージを通じた重要事項
- 第2章 ライフステージ別の重要事項
- 第3章 子育て当事者への支援に関する重要事項
- 第4章 こども施策を推進するために必要な事項



(※) こども白書では、以下のような特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いている。

① 法令に根拠がある語を用いる場合、② 固有名詞を用いる場合（既存の予算事業名や組織名等）、③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

**特集① 子育て世帯の家計や仕事と育児の両立を支える新たな仕組み**  
**— 児童手当拡充、高等教育費無償化、育休給付拡充、住宅支援（補助・減税・金利）、NISAのつみたて投資枠の年齢要件の撤廃等 —**

**児童手当**

- ▶ **児童手当の支給額を増額**  
 (※0歳から3歳未満の第1子及び第2子は月額1万5千円、3歳から高校生年代の第1子及び第2子は月額1万円とし、第3子以降については月額3万円に増額)
- ▶ **児童手当の支給期間を延長**  
 (※中学校修了前までから高校生年代に延長)
- ▶ **児童手当の所得制限の撤廃**  
 (※主たる生計者の年収が960万円以上の所得制限を撤廃)

**児童手当の拡充**

●所得によらず、支給の対象となります。  
 ●支給期間を高校生年代まで延長します。  
 ●第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。  
 ●4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。  
 (24年10月から)

所得制限なし	支給対象	児童手当(月額)	備考
	0歳～3歳未満	1.5万円	
	3歳～小学生	1万円	第3子以降
	中学生	1万円	3万円
	高校生	1万円	3万円

**出産等での経済的負担の軽減**

Step.1 出産育児一時金の増額

～2023.3.31  
1児につき42万円

2023.4.1～  
1児につき50万円

Step.2 出産費用（正常分娩）の保険適用を含め、出産に関する支援等の更なる強化の検討

**教育費等の負担軽減等**

- ▶ **子3人以上の世帯の学生の大学等授業料等減免**  
 (※多子世帯(子3人以上)の学生に対して、所得制限なく国が定める一定額まで大学等の授業料・入学金を減免)
- ▶ **高校授業料負担軽減**  
 (※高校段階の授業料を支援する「高等学校等就学支援金」の所得制限の撤廃や支給上限額の引上げ等)
- ▶ **小学校給食費負担軽減**  
 (※公立小学校等の学校給食に係る食材費への支援)

**こども3人以上の世帯の大学等にかかる教育費の更なる支援拡充**

こどもを3人以上扶養している場合については、所得制限なく、国が定めた一定の額まで、大学等の授業料・入学金を減免します。  
 (授業料70万円・入学金26万円) 私立大学の場合4年間で最大70万円×4年+26万円を支援

授業料等減免

世帯年収(目安)	減免率
¥270万円	全額支援
¥300万円	2/3支援
¥350万円	1/3支援
¥400万円	1/4支援
¥600万円	全額支援(多子世帯) (令和7年度より拡充)

※私立理工農系を含む

支援対象：一扶養する子供が3人以上かつ大学等に就いている場合

	第1子(大学生)	第2子(大学生)	第3子(大学生)
卒業後	減免	減免	減免
大学生	減免	減免	減免
高校生以下	減免	減免	減免

※ 1は扶養する子

**出産費用等**

- ▶ 「妊婦のための支援給付」について、妊婦の認定後等に計10万円を支給
- ▶ 出産育児一時金の支給額を42万円から50万円へ引上げ
- ▶ 「出産なび」の運用を開始し、出産費用を「見える化」
- ▶ 出産に対する新たな給付体系の導入等に向けて2026年第221回国会（特別会）へ関連法案を提出

**税制・減税**

- ▶ **NISAのつみたて投資枠の年齢要件の撤廃**  
 (※令和8年度税制改正において、0歳から17歳までの間の年間投資枠(60万円)及び非課税保有限度額(600万円)を設定)
- ▶ **住宅ローン減税の延長**  
 (※令和8年度税制改正において、適用期限を5年間延長するとともに、借入限度額を上乗せする措置を継続)
- ▶ **リフォーム税制の延長** (※令和8年度税制改正において、子育て対応リフォームに係る所得税の特例措置の適用期限を3年間延長)

**育児休業に係る給付**

- ▶ 「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」を創設  
 (※「育児時短就業給付」は2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合の新たな給付)
- ▶ 「子の看護等休暇」の取得事由の拡充や対象となる子の年齢の引上げ等を実施
- ▶ 両立支援等助成金について、子の看護等休暇制度の有給化支援を図るとともに、加算措置を創設

**子育て世帯への住宅支援**

- ▶ 全国一律でこどもの人数等に応じて一定期間借入金利を引下げ
- ▶ 公営住宅等の子育て世帯等が優先的に入居できる制度を推進  
 (※全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】において、子育て世帯又は若年夫婦世帯が対象)

## 特集② 全てのこどもの育ちと子育てを応援するために —「こども誰でも通園制度」の全国実施—

- こども誰でも通園制度は、2025年4月に創設され、一部自治体で先行的な実施を経て、2026年4月から全国で本格実施された。
- この制度は、全てのこどもの育ちを支え、良質な成育環境を整えるとともに、あらゆる子育て家庭への支援を強化することを目的としている。
- 対象は0歳6か月から満3歳未満の未就園児で、保護者の就労要件にかかわらず利用できる点に大きな特徴がある。
- この制度は、こども、保護者、保育者、事業者のそれぞれに意義を持つ。
- こどもにとっては、家庭以外の場で多様な経験を積み、他者と関わることで、興味や関心を広げ、社会情緒的な発達を促すことが期待される。
- 保護者にとっては、保育者との関わりを通じて孤立感や不安感が和らぎ、子育てに役立つ情報や地域とのつながりを得やすくなる。
- 保育者にとっては、自らの専門性を地域全体のこどもの育ちのために生かす機会が広がる。
- さらに、事業者にとっては、地域との連携強化や社会資源としての役割の拡大に加え、保育人材を確保しながら事業を継続・発展させる可能性を高める制度である。



こども誰でも通園制度の実際の利用の様子

## 特集③ こどもへの性暴力をなくすための総合的な取組の推進 —こどもが安心して学び育つことのできる場の確保—

- こどもへの性暴力は、こどもの権利を著しく侵害し、生涯にわたり心身の発達に深刻な影響を与え得る重大な加害行為である。児童買春事犯等の検挙件数は、3年連続で増加し、2025年は過去10年で最多となった。
- こどもへの性暴力防止に関する主な施策として、2022年5月、以降5年間を目的に現行法を前提として取り組むべき施策を取りまとめた「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）2022」（2022年5月20日犯罪対策閣僚会議決定）を策定した。本プランの進捗状況については、毎年フォローアップを実施しつつ、対策を強力に推進している。
- また、2024年4月には、「こども性暴力防止に向けた総合的な対策」（令和6年4月25日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議合同会議取りまとめ）として、関係府省庁で連携して取り組むべき総合的な対策を整理し、政府一丸となって、こどもへの性暴力防止に向けた取組を進めている。
- さらに、こどもへの性暴力防止対策を一層推進するための取組として、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）が2024年6月に成立し、2026年12月25日に施行される。
- 2026年1月には、制度の詳細となるガイドラインを策定したところであり、同年12月25日の施行に向けて、制度の対象となる事業者・従事者や、こども、保護者を始めとする国民全体に対する周知等、必要な準備を着実に進めている。こうした取組を通じ、単なる制度の周知や運用にとどまらず、こどもに対する性暴力を決して許さない社会の実現に向けて、社会全体の機運を醸成していく。



※こども性暴力防止法に係る義務対象事業者や認定事業者が表示することができるこどもろうマーク

# 第1部 特集・ダイジェスト

—「こどもまんなか社会」を構築するための施策・取組等の紹介—

## ダイジェスト①～⑭

### ① こどもまんなか社会実現プラットフォーム

官民が連携してこどもまんなか社会の実現に向けて取り組むプラットフォーム「こどもまんなか社会実現プラットフォーム」の設立及び取組を紹介。



### ② 諸外国との政策対話や交流事業等による国際協力の推進

こどもに対する暴力をなくす取組や平和な世界、こどもの権利等に関する国際的な取組を紹介。



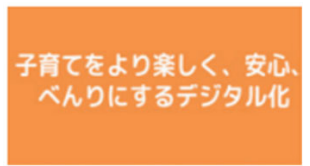
### ③ 国と地方自治体との様々な連携

「こどもまんなか社会」実現に向け、国と地方が密接に連携しながら一体となって推進している取組を紹介。



### ④ こども政策DXの推進

こども・子育て分野において、デジタル技術を積極的に活用する「こども政策DX」の取組について紹介。



### ⑤ こどもの心の健やかな成長に向けて—こどもの心の健康を支える—

こどもが安心して過ごすことができる環境を目指し、居場所づくり等のこどものこころの健康を支える取組を紹介。



### ⑥ 地域におけるこどもホスピスの取組の推進

こどもの「生きる」を支える「こどもホスピス」の全国普及に向けたモデル事業や調査研究事業等の取組の紹介。



### ⑦ プレコンセプションケア—性と健康に関する正しい知識の普及と相談支援の充実に向けて—

性別を問わず、性や妊娠・出産等に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促すプレコンセプションケアの取組について紹介。



### ⑧ 長期休業期間限定児童クラブ—長期休業期間（夏休み・冬休み・春休み）のこどもの居場所（寄稿）—

こどもたちが安心・安全に過ごせる放課後の居場所確保を目指した「放課後児童クラブ」の取組について埼玉県鴻巣市から寄稿。



### ⑨ 障害のある方の子育ての支援—子育て当事者からの寄稿（寄稿）—

聴覚障害のある当事者が、自身の結婚や4人の子育てを通じて感じたことなどについて寄稿。



### ⑩ 自ら命を絶つこども・若者の命を守るために

—こども家庭庁の自殺対策と東京都足立区の取組（寄稿）—

こどもの自殺対策等をテーマに、こども家庭庁の大臣プロジェクトと、東京都足立区及び「あだち若者サポートテラスSODA」の取組について記載。



### ⑪ 児童虐待等を受けたこどもの安全確保と権利保障

虐待等を受けたこどもの安全確保と権利の保障に向けた取組について紹介。



### ⑫ いじめの重大化を防ぐための留意事項集・研修事例集の作成

いじめの重大化を防ぐための取組として、「留意事項集」と「研修事例集」を紹介。



### ⑬ 生活や学び、体験を支える取組を通じたこどもの貧困対策の推進

こどもの貧困対策として「こどもの生活・学習支援事業」や「地域こどもの生活支援強化事業」を通じた生活や学び、体験を支える取組について紹介。



### ⑭ 障害のあるこどもとその家族の支援—社会福祉法人妻の子会からの取組から（寄稿）—

「ともに生きる」という理念のもと活動している社会福祉法人妻の子会からの寄稿。障がいのあるこどもやその家族が地域で安心して暮らすための取組について寄稿。



## 第2部 我が国における子どもをめぐる状況

### 子どもをめぐる状況

我が国における子どもをめぐる状況として、子ども大綱に掲げた指標等から、子ども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を各統計等により概説。

#### 出生

※2025年の値は「令和7（2025）年人口動態統計月報年計（概数）」による

- 2025年の出生数は67万1,236人（前年より1万4,937人減）となり、合計特殊出生率は1.14（前年は1.15）。

#### 結婚・離婚

※2025年の値は「令和7（2025）年人口動態統計月報年計（概数）」による

- 2025年の婚姻件数は48万9,119組（前年より4,027組増加）、離婚件数は17万9,068組（前年より6,836組減少）。

#### 妊娠・出産

※婚姻率（人口千対）は4.1で、前年の4.0から上昇  
※離婚率（人口千対）は1.50で、前年の1.55から低下

- 2021年の夫婦の完結出生児数は1.90。

#### 子育て

- 「社会において、共働き・共育て（家庭内で男女ともに仕事や家事、子育てに参画すること）が推進されている」と思う人の割合は約3割。
- 「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合は約3割。

#### 雇用・労働

- 2026年における若者の非正規雇用割合は、男性は15~24歳で53.0%、25~34歳で14.1%、女性は15~24歳で60.1%、25~34歳で27.4%。
- 週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、労働力調査（2025年）において、40歳代が9.2%と他の年代と比べて最も高い。

#### 成育環境

- 「安心できる場所がある」と思う子ども・若者や、「どこかに助けられる人がいる」と思う子ども・若者の割合は、いずれも9割を超えている。
- 約半数が「学校は、子どもが安全に安心して過ごすことができる、子どもにとって大切な居場所の1つである」と思っている。
- 「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思う子ども・若者は約3人に1人。
- 国民生活基礎調査（2022年）に基づく、相対的に貧困の状態にある子どもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高い。

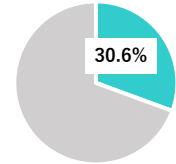
#### 安全・安心

- 2024年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、22万3,691件と依然として高い ※2026年1月30日公表データ。
- 小・中学校における不登校児童生徒数や、学校におけるいじめの重大事態の発生件数は、2024年度において過去最多。
- SNSに起因する事犯の被害に遭った小学生の数は、過去10年で約4倍に増加。
- 小中高生の自殺者数は、2025年において538人。

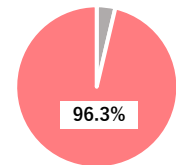
#### 自己認識・社会認識

- 子どもの半数以上が、「生活に満足している」と感じ、「自分の将来について明るい希望がある」と考えている。
- 「子どもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合は約2割。

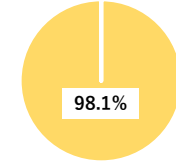
「結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合



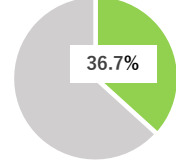
「どこかに助けられる人がいる」と思う子ども・若者の割合



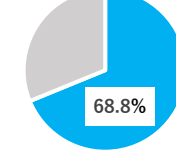
「安心できる場所がある」と思う子ども・若者の割合



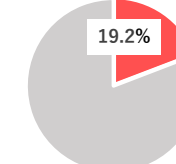
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思う子ども・若者の割合



「自分の将来について明るい希望がある」と思う子ども・若者の割合



「子どもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合



## こども施策の実施状況

### 第1章 ライフステージを通じた重要事項

こども・若者のライフステージを通して横断的に実施すべき重要事項、また、全てのライフステージに共通する重要事項に関して、各府省庁の関連施策の実施状況を掲載。

- 第1節 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 第2節 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 第3節 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 第4節 こどもの貧困対策
- 第5節 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 第6節 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 第7節 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

### 第2章 ライフステージ別の重要事項

こども・若者のライフステージ別の重要事項に関して、各府省庁の関連施策の実施状況を掲載。

- 第1節 こどもの誕生前から幼児期まで
- 第2節 学童期・思春期
- 第3節 青年期



### 第3章 子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者への支援に関して、各府省庁の関連施策の実施状況を掲載。

- 第1節 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 第2節 地域子育て支援、家庭教育支援
- 第3節 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- 第4節 ひとり親家庭への支援

### 第4章 こども施策を推進するために必要な事項

こども施策を推進するために必要な事項に関して、各府省庁の関連施策の実施状況を掲載。

- 第1節 こども・若者の社会参画・意見反映
- 第2節 こども施策の共通の基盤となる取組
- 第3節 施策の推進体制等